

# 春闘にむけピン音高らかに

## 全横浜港湾第8回ボウリング大会

全横浜港湾主催の春闘勝利ボウリング大会が二月二日(日)横浜市西区のハイランドレーンに於いて開催された。

毎年二月の上半旬に行われるこの大会は、勢いよく春闘へ踏み出す為の跳躍台。今年も各組より選ばれた全二八チーム一二名の選手により熱戦が展開され、応援者も含めると二三〇名以上の参加となった。

当日、早朝ボウリングで肩慣らしをしてからの参加者も多く、ゲーム開始前から意気込みが伝わる。

開会式では柏木委員長の「闘う春闘に向け元気の出るボウリング大会にしよう」という挨拶の後、始球式を合図に各々くじ引きによって決められたレーンに分かれゲーム開始。一チーム四名が二ゲームずつ投げ、その合計点で順位が決まる。

パワー自慢の猛者達の打球で、ピンが弾け飛ぶ音が会場内に響き渡り、ガッツポーズにハイタッチ仲間の一投一投に歓声とため息が交差する。

約一時間半のゲームの後に開かれる表彰式を兼ねた懇親会も毎年恒例である。

今年の優勝チームは二九六点の浜港労連の原田港湾労組チームで昨年から二連覇となった。

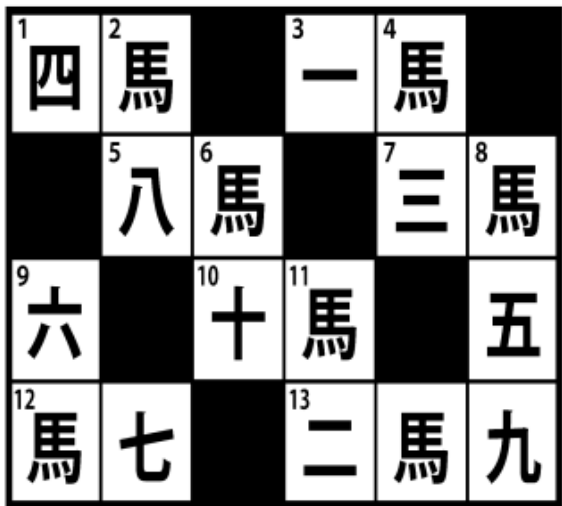
個人の部の優勝者は三六一点を獲得した検数共闘Bチームの渡辺弘二さんでした。

### 新春クロスワード・パズルの答え

全国港湾第二五〇号(新年号)に掲載されたクロスワード・パズルに多数の応募ありがとうございます。

答えは【十】でした。

今回のクロスワード・パズルの応募は十九名で、全員正解でした。応募多数のため、厳正な抽選を行った結果、当選者に粗品をお送りすることを決定致しました。当選者につきましては景品の発送をもって発表にかえさせていただきます。また皆様から寄せられた貴重なご意見・ご感想に感謝



## 全国港湾ホームページ開設のお知らせ

労働セミナーや定期大会などで、情報に速効性があるもの、また、時代に合ったIT化などの意見や要望が多く出されました。

全国港湾中央執行部は、時代に即したIT化を進めるため、「ホームページ」の開設を決定し、中央港湾団交等の情報をいち早く組合員にお知らせするべく、開設の準備に取り組みました。

この程、ようやく「全国港湾ホームページ」をアップすることができました。

組合員皆様の港湾情報としての活用を、お願いします。

<http://www.zenkoku-kowan.jp/>



### 藤木インスペクター日記

〜あなた誰?編〜

二月初旬の木曜日の夜十一時頃、お酒を飲みながらテレビを見ていた時であった。携帯電話が、鳴った。携帯電話が、鳴った。日を見れば、「おれ、おれ」と出る。電話を切り、休みを取ったのに出勤か? 「ナイジエ……、〇、△、休みを取ったのに出勤か?」

「団体交渉拒否」であり「支配介入の不当労働行法第九章「就業規則(八十九・九十三)条」の内容を記載してあります。

■作成の手続(九十一)条：(前号の続き) 減給の制限(九十二)条：減給の制限(九十三)条)：(前号の続き) 減給の制限(九十四)条)：(前号の続き)

「団体交渉拒否」であり「支配介入の不当労働行法第九章「就業規則(八十九・九十三)条」の内容を記載してあります。

■作成の手続(九十一)条：(前号の続き) 減給の制限(九十二)条：減給の制限(九十三)条)：(前号の続き)

「団体交渉拒否」であり「支配介入の不当労働行法第九章「就業規則(八十九・九十三)条」の内容を記載してあります。

■作成の手続(九十一)条：(前号の続き) 減給の制限(九十二)条：減給の制限(九十三)条)：(前号の続き)

「団体交渉拒否」であり「支配介入の不当労働行法第九章「就業規則(八十九・九十三)条」の内容を記載してあります。

■作成の手続(九十一)条：(前号の続き) 減給の制限(九十二)条：減給の制限(九十三)条)：(前号の続き)

## 労働組合基礎講座

### 就業規則について③

前号に続き、労働基準法第九章「就業規則(八十九・九十三)条」の内容を記載してあります。

■作成の手続(九十一)条：(前号の続き) 減給の制限(九十二)条：減給の制限(九十三)条)：(前号の続き)

「団体交渉拒否」であり「支配介入の不当労働行法第九章「就業規則(八十九・九十三)条」の内容を記載してあります。

■作成の手続(九十一)条：(前号の続き) 減給の制限(九十二)条：減給の制限(九十三)条)：(前号の続き)

「団体交渉拒否」であり「支配介入の不当労働行法第九章「就業規則(八十九・九十三)条」の内容を記載してあります。

■作成の手続(九十一)条：(前号の続き) 減給の制限(九十二)条：減給の制限(九十三)条)：(前号の続き)

「団体交渉拒否」であり「支配介入の不当労働行法第九章「就業規則(八十九・九十三)条」の内容を記載してあります。

■作成の手続(九十一)条：(前号の続き) 減給の制限(九十二)条：減給の制限(九十三)条)：(前号の続き)

している」と契約額らしき数字も書いてありました。

その瞬間「なんじゃ、こりゃー」と思った。「Don't know any tanker. Sorry about that.」(悪いけど、タンカーについては分からない)と返事すると「Oh No」と非常に落胆した声とともに電話を切ったのでした。

その瞬間(俺は、船屋さんじゃねーよ!)と思っていながら、メールを見ると「自分の会社が、一年契約で二万トンのタンカーを探している」とある。